

# 平成21年給与勧告等の概要

平成21年10月9日  
新潟県人事委員会

職員の給与については、民間の給与水準に合わせることを基本とし、国及び他の都道府県の職員の給与等を考慮して決定されていますが、本年も、これらを総合的に勘案し、次のとおり給与勧告を行うこととしました。

## ○ 本年の勧告のポイント

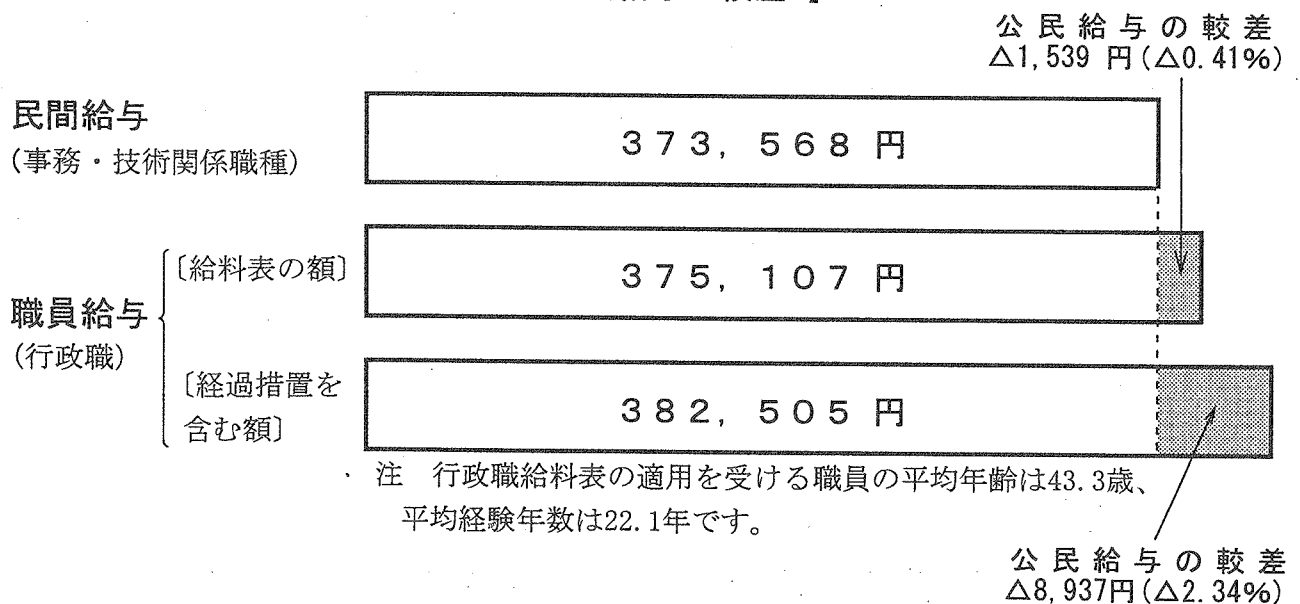
- ① 若手職員及び医師を除く給料表の引下げ（平均 $\Delta 0.2\%$   $\Delta 698$ 円）
  - ② 自宅に係る住居手当（2,500円）の廃止
  - ③ 期末・勤勉手当の年間支給月数を0.35月分引下げ（4.45月 → 4.10月）
  - ④ 自動車等使用者に対する通勤手当に係る距離区分の上限引上げ  
(60km以上→80km以上)
- ～平均年間給与は $\Delta 16.3$ 万円 ( $\Delta 2.6\%$ )、平成15年の平均 $\Delta 17.4$ 万円 ( $\Delta 2.6\%$ )に次ぐ大幅な引下げ～

## 1 公民給与の較差

本年4月における職員給与と民間給与との較差は表1のとおりです。

なお、職員給与については、平成18年4月1日から給料表が国に準じて平均約4.8%引き下げられたところであり、給料表の改定に伴う新旧給料月額差額の支給する経過措置がとられています。

【表1 公民給与の較差】



## 2 給与改定の内容

### (1) 給料表

公民較差の状況等を踏まえ、人事院勧告に準じて次のとおり給料表を改定するよう勧告しました。

ア 若手職員及び医師を除く給料表の引下げ

- ・行政職の平均改定率 $\Delta 0.2\%$ 、平均改定額 $\Delta 698$ 円
- ・管理職層（行政職の場合7級以上）は、平均改定率を上回る $0.3\%$ の引下げ

イ 平成18年4月1日の給料表改定に伴う経過措置の額についても、人事院勧告と同じく $0.24\%$ 引下げ

### (2) 諸手当

ア 住居手当

自宅に係る住居手当（現行2,500円）について、本年の人事院勧告及び民間の支給状況を考慮し、廃止するよう勧告しました。

イ 期末・勤勉手当

職員の年間支給月数が民間における特別給の年間支給割合を上回っていることから、支給月数の引下げ改定を行うよう勧告しました。

一般職員の例を示すと、表2のとおりとなります。

なお、本年6月期の期末・勤勉手当については、暫定的に0.2月分の支給を凍結していますが、この凍結した0.2月分は支給しないこととします。

【表2 期末・勤勉手当の支給月数】

区分		現行		改定後
			臨時勧告による 凍結措置後	
6月	期末手当	1.40月	1.25月( $\Delta 0.15$ )	1.25月( $\Delta 0.15$ )
	勤勉手当	0.725月	0.675月( $\Delta 0.05$ )	0.675月( $\Delta 0.05$ )
12月	期末手当	1.60月		1.50月( $\Delta 0.10$ )
	勤勉手当	0.725月		0.675月( $\Delta 0.05$ )
年間	期末手当	3.00月		2.75月( $\Delta 0.25$ )
	勤勉手当	1.45月		1.35月( $\Delta 0.10$ )
	計	4.45月		4.10月( $\Delta 0.35$ )

ウ 通勤手当（平成22年1月実施）

自動車等使用者に対する通勤手当に係る距離区分の上限について、職員の通勤実態及び他の都道府県の支給状況を考慮し、次のとおり引き上げることとしました。

現行		改定後	
片道の使用距離	手当額	片道の使用距離	手当額
60km以上	33,700円	60km以上62km未満	33,700円
		62km以上64km未満	34,700円
		64km以上66km未満	35,800円

	66km以上68km未満	36,800円
	68km以上70km未満	37,800円
	70km以上72km未満	38,900円
	72km以上74km未満	39,900円
	74km以上76km未満	41,000円
	76km以上78km未満	42,000円
	78km以上80km未満	43,000円
	80km以上	44,100円

### (3) 改定の内訳

本年の勧告による改定の内訳は、表3のとおりです。

【表3 給与改定の内訳】

区分	現行	改定額(率)	改定後
給料	352,386円	△698円(△0.18%)	351,688円
諸手当等	30,119円	△1,022円(△0.27%)	29,097円
計	382,505円	△1,720円(△0.45%)	380,785円

注) 現行及び改定後の額は、経過措置を含む額です。

### 3 実施時期等

この改定を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日から実施するよう勧告しました。(ただし、通勤手当の改定については平成22年1月1日から実施)

また、本年4月から11月までの給与については、年間の公民給与を均衡させるため、人事院勧告に準じ、引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員を対象として、本年12月期の期末手当において、次のA及びBの合計額を減ずる調整を行うよう勧告しました。

$$A = 4\text{月分の給与の額} \times \text{調整率 } \Delta 0.49\% \times 8 \text{ (4月~11月)}$$

$$B = 6\text{月期の期末・勤勉手当支給額} \times \text{調整率 } \Delta 0.49\%$$

$$\left( \begin{array}{l} \text{(調整率の算定式)} \\ \frac{\text{改定による給与月額の引下げ率 } (\Delta 0.45\%) \times \text{平均給与月額} \times \text{全職員数}}{\text{給料月額引下者の給与月額の総額}} = \Delta 0.49\% \end{array} \right)$$

### 4 給与構造の改革

給与構造の改革を着実に進めるため、平成22年1月における職員の昇給について、公民較差の状況を総合的に踏まえ、昇給幅を1号給抑制することとしました。

### 5 職員の勤務時間等

労働基準法の改正により、月60時間を超える超過勤務に係る割増賃金率分の差額分(引上げ分)の支給に代えて代替休を指定することができる制度が新設されましたが、今後の法改正や国及び他都道府県の動向に留意して対応する必要があります。

また、人事院は本年8月に、仕事と生活の調和を図る勤務環境の整備について、子の看護休暇の期間拡充などの報告を行ったところですが、本県も、国及び他都道府県の動向に留意しながら、子育てや介護に配慮した勤務条件について検討し、整備を進めていく必要があります。

## 6 公務運営の改善

### (1) 能力・実績に基づく人事管理

勤務実績の給与などへの反映については、昇給制度を中心に各任命権者において進められているところであり、今後とも更なる勤務実績の給与などへの反映に向けて検討を進める必要があります。

### (2) 有為な人材の確保・育成

有為な人材の確保・育成のため、国や他の地方公共団体における動向も注視しつつ、採用制度全般について、引き続き、研究・検討を進めるとともに、県民の行政ニーズに応えられるよう人材育成を積極的に進める必要があります。

### (3) 公務員倫理の確保

今後とも、職員の不祥事については、再発防止策の実施や服務規律の遵守の一層の徹底を図る必要があります。

## 7 給与勧告による職員給与

この勧告が実施されると、行政職給料表適用職員（6,735人、平均年齢43.3歳）の平均年間給与は表4に示すとおり変化します。

また、主な行政職給料表適用職員の給与勧告による年間給与の変化例は、表5に示すとおりです。

【表4 給与勧告による年収の変化例（平均）】

（単位：円）

勧告前の年間給与	勧告後の年間給与	勧告の影響額（率）
6,353,000	6,190,000	△163,000（△2.6%）

【表5 行政職給料表適用職員の年間給与（モデル）】

（単位：円）

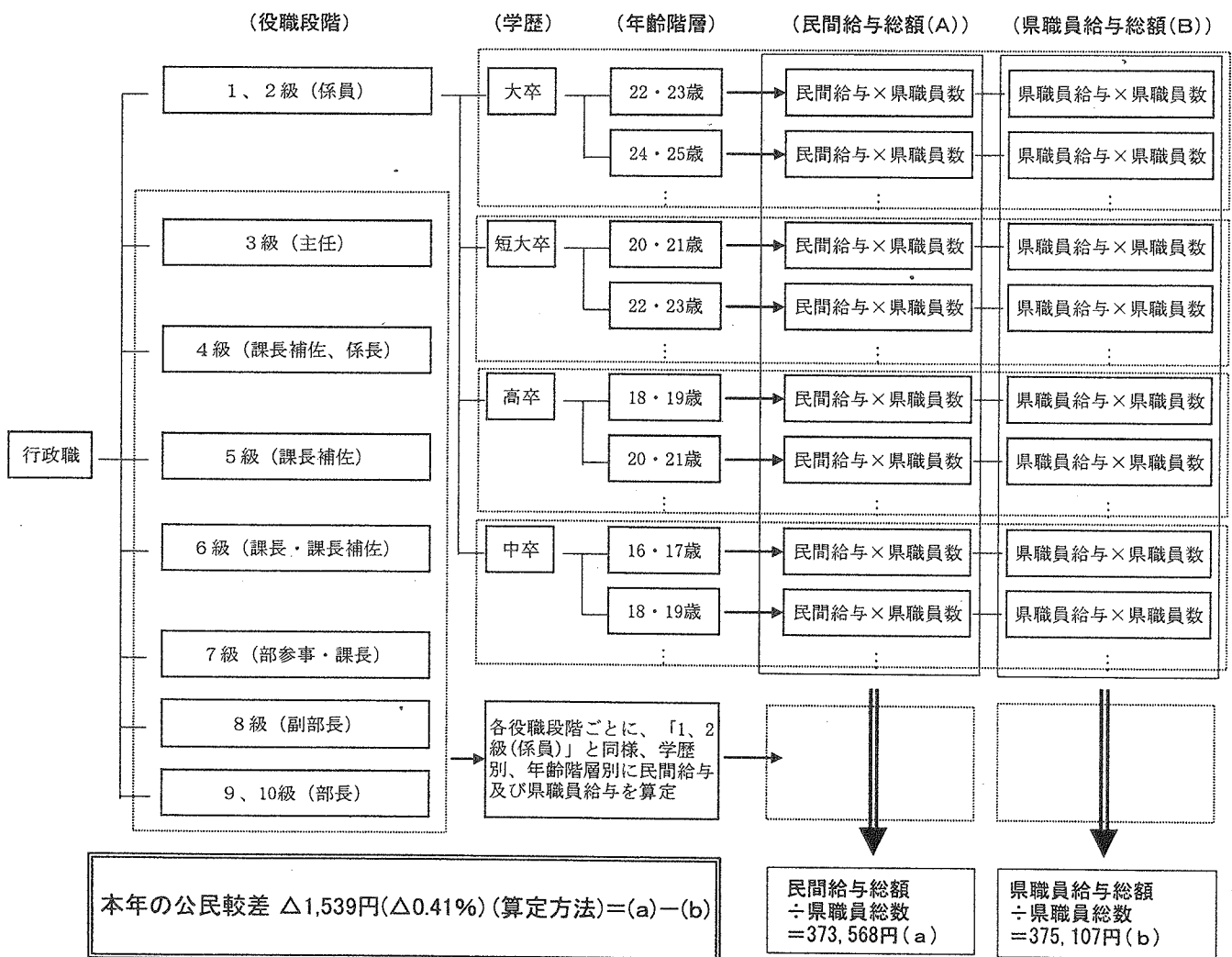
			勧告前		勧告後	
			月額	年間給与	月額	年間給与
係員	25歳	独身	191,600	3,152,000	191,600	3,085,000
主任	35歳	配偶者 子2	322,000	5,363,000	321,500	5,237,000
補佐	45歳	配偶者 子2	412,200	6,953,000	411,500	6,783,000
課長	50歳	配偶者 子1	509,400	8,359,000	508,700	8,171,000
部長	55歳	配偶者 子1	573,500	9,654,000	572,300	9,415,000

参 考

公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)

公民給与の比較(ラスパイレス比較)においては、個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注) 県職員の給与は給料表の額を基礎として算出